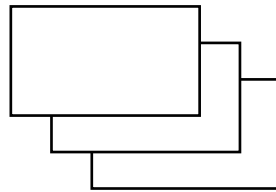


ミニマムコンプリート基本講座ガイダンス

Asakura Minimum Text

民法 -*Civil law*-

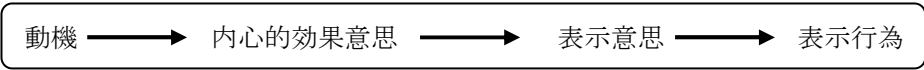
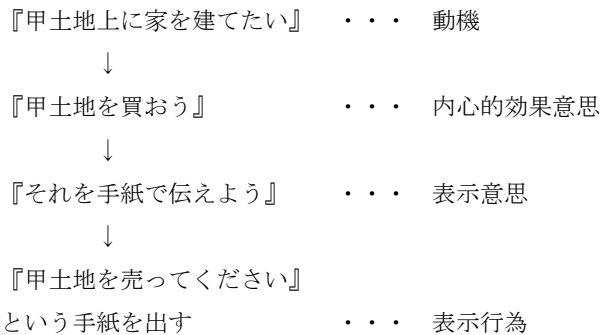
第一編 民法総則



第1節 意思表示の構造

意思表示とは、当事者が法律効果を欲し、かつ、そのことを表示する行為のことをいう。意思表示を細かく分析すると、動機・内心的効果意思・表示意思・表示行為に分けられる。

e.g. ある土地（甲土地とする）を買う場合の意思表示の場合



column “法律行為の定義，具体例”

		定義	具体例
法律行為		意思表示を要素として成立する，法律効果の発生を目的とする行為	単独行為：取消，遺言等 契約：売買，賃貸借等 合同行為：社団法人の設立
準法律行為	意思の通知	意思の内容が法律効果の発生を内容としないもの	催告， 弁済受領の拒絶等
	観念の通知	一定の事実の通知	代理権授与の表示， 債権譲渡の通知等

22-6

22-6

22-6

第2節 心裡留保

93条【心裡留保】

意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときでも、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

1 意義等

(1) 意義

心裡留保とは、表意者が、真意でないことを知りながらする単独の意思表示をいう。

(2) 効力

原則	有効 (93本)
例外	相手方が、 悪意又は有過失 の場合は、 無効 となる (93但)。 ※ しかし、取引の安全のため、この無効は 94条2項類推適用により善意の第三者に対抗することができない (通説)。

3-8

2 適用範囲

- ① 当事者の真意を問題とすべき身分上の法律行為については適用がない。
- ② 代理人又は代表者の権限濫用
⇒ 93条但書を類推適用する (最判昭 42.4.20, 最判平 4.12.10)。

第3節 通謀虚偽表示

94条【虚偽表示】

- I 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。
- II 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

1 意義等

(1) 意義

通謀虚偽表示とは、相手方と通謀して真意と異なる意思表示をすることをいう。
心裡留保との違いは相手方との通謀の有無である。

(2) 効力

原則	無効 (94I)
例外	無効は 善意の第三者 に対抗することができない (94II)。

3-8

2 善意の第三者の範囲

(1) 94条2項の善意の第三者の意義

『善意の第三者』とは、**当事者及びその包括承継人以外の者**で、虚偽表示に基づいて新たにその当事者から**独立した利益を有する**法律関係に入ったために、虚偽表示の有効・無効について法律上の利害関係を有するに至った者をいう。 28-7

(2) 無過失の要否

結論	不要（大判昭 12.8.10）。
理由	条文上要求されておらず、自ら虚偽の外観を作り出した者よりも過失ある第三者を保護すべきであるから。

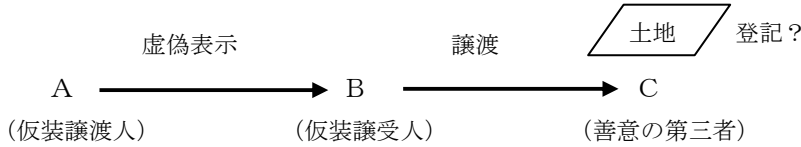
(3) 具体的事例

『第三者』に 当たる例	<ul style="list-style-type: none"> ① 不動産の仮装譲受人からの譲受人（最判昭 28.10.1） ② 不動産の仮装譲受人から抵当権の設定を受けた者（大判大 4.12.17） ③ 虚偽表示の目的物を差し押さえた仮装譲受人の債権者（最判昭 48.6.28） ④ 仮装債権の譲受人（大判昭 13.12.17） 	19-7 11-3 15-5
『第三者』に 当たらない例	<ul style="list-style-type: none"> ❶ 債権の仮装譲受人から取立てのため債権を譲り受けた者（大決大 9.10.18） ❷ 土地の仮装譲受人からその土地上の建物を賃借した者（最判昭 57.6.8） ∴ 土地と建物は別個の不動産であり、建物の賃借人は、土地の仮装譲渡について事実上の利害関係しかなく、法律上の利害関係がないため ❸ 土地の賃借人がその土地上の建物を仮装譲渡した場合の土地の賃貸人（最判昭 38.11.28） ❹ 仮装譲渡の当事者の単なる債権者 ❺ 1番抵当権が仮装放棄され、順位上昇を誤信した2番抵当権者 ❻ 仮装譲渡された債権の債務者 ❼ 代理人や法人の理事が虚偽表示した場合の本人や法人 	11-3 15-5 27-5 11-3 15-5

3 第三者の対抗要件の具備

(1) A-C間の対抗要件としての登記の要否

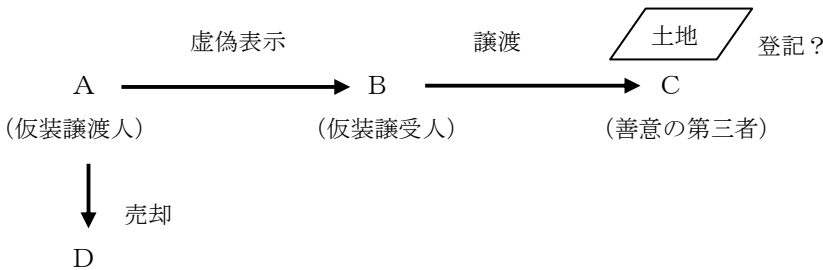
19-7
27-7



結論	不要（最判昭 44.5.27）。 Cは、Aに対して登記なくして権利者であることを主張できる。
理由	本人と第三者の関係は前主・後主の関係であり、177条の対抗関係にない。

(2) C-D間の対抗要件としての登記の要否

19-7
27-5

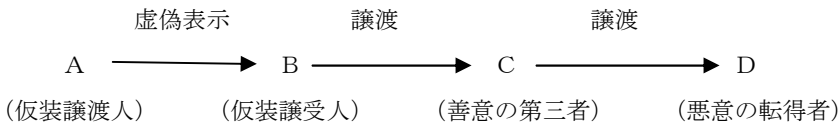


結論	必要（最判昭 42.10.31）。 C-D間は対抗関係に立ち、先に登記を備えた者が優先する。
理由	94条2項は、Aとの関係で第三者を保護する規定であって、それ以外の者との関係では、原則どおり177条によって優劣を決すべきである。

4 転得者の問題

(1) 善意の第三者から譲り受けた悪意の転得者は保護されるか？

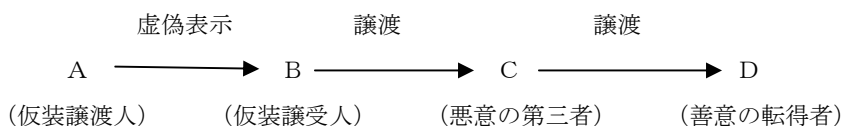
20-4



	絶対的構成説（大判昭 6.10.24 ）	（参考）相対的構成説
結論	悪意の転得者でも保護される。	悪意の転得者は有効に権利を取得できない。
趣旨	法律関係の安定及び取引の安全を重視する。	94条2項は権利の外観を信頼した者の保護を重視する。

11-3
12-4
15-5
19-7

(2) 悪意の第三者から譲り受けた善意の転得者は『第三者』に含まれるか？



結論	含まれる（最判昭 45.7.24）。
理由	転得者も虚偽表示を含む一連の法律行為に基づいて新たな法律関係に入ったといえる。

5 94条2項の類推適用

(1) 不動産取引における94条2項の類推

94条2項は権利外観法理の現れであり、本来の通謀虚偽表示の事案に該当しない場面においても、しばしば類推されることがある。

たとえば、不動産取引での例外的な場面（以下の要件参照）において、94条2項を類推適用して取引の安全を図る考え方が判例上展開されている。すなわち、通謀による虚偽表示がなくても、真の権利者に虚偽の外観を作出したに等しい落ち度がある場合、その外観を信頼した者に対して責任を負うべきである、といえるからである。

(2) 要件

i 虚偽の外観の存在

ii 権利者の帰責性

⇒ 通謀はなくとも、外観作出につき真の権利者に帰責事由があること。

iii 第三者の正当な信頼

⇒ 第三者の信頼の要件として、真の権利者の帰責性が大きければ、保護要件は軽く（善意で足りる）、帰責性が小さければ、保護要件は重くなる（無過失まで要求）。

《重要判例》

・ 不動産所有者Aが、Bが勝手に登記名義をBに移したことを知りながら、Aは長年にわたりそれを放置し、Bが善意の第三者Cに不動産を売却したというケースで、善意の譲受人Cを94条2項の類推適用により保護した（最判昭 45.9.22）。

・ 不動産所有者Aが、Bの信用を外観上増大させる目的でその不動産につきB名義の仮登記を与えたところ、BがAの印鑑を無断使用して本登記に改めCに処分したというケースにおいて、94条2項・110条の法意に照らして善意無過失のCを保護した（最判昭 43.10.17）。

⇒ ①に比べ真の権利者側の帰責性が低いため、それとの相関から第三者側の主観的要件を加重した（無過失まで要求している）ものである。また、判例は、一般的に94条2項は善意のみを要求しているという立場であるため、第三者が無過失を要求する②では、同条のみならず110条（無過失まで必要とされる）をも援用したものと解されている。

第4節 錯誤

95条【錯誤】

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

1 意義等

(1) 意義

錯誤とは、内心的効果意思と表示の不一致を表意者が知らないことをいう。

- i 動機の錯誤 ii 内容の錯誤 iii 表示上の錯誤

(2) 要件

① 法律行為の要素に錯誤があること

⇒ 判例は、法律行為の要素に錯誤があることとは、意思表示の重要部分に錯誤があり、その錯誤がなかったならば本人のみならず通常一般人も意思表示しなかったらと認められることとしている（大判大7.10.3）。

② 表意者に重大な過失がないこと

⇒ ただし、重過失であることについて相手方が悪意であった場合には、相手方に保護すべき利益がないことから、表意者は無効を主張することができる。

20-5

(3) 効力

無効（95本）

⇒ 表意者は、善意の第三者に対しても無効を主張できる。

4-15

∵ 95条には96条のような第三者保護規定がないから

6-5

23-5

2 無効主張権者

本来であれば、無効の主張は誰でもできるはずであるが、本条は表意者を保護する規定であるため、表意者が無効を主張する意思を有さない場合には、第三者は原則として無効を主張することができない（最判昭40.9.10）。

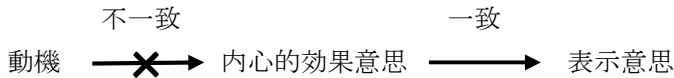
3-21.6-5

17-5

ただし、①第三者に債権保全の必要があり（表意者の無資力）、②表意者が錯誤を認めているときは、第三者の錯誤無効の主張が認められる（最判昭45.3.26）。

3 動機の錯誤

意思表示そのものではなく、意思を形成する過程としての動機の点に錯誤がある場合のことを動機の錯誤という。動機の錯誤については、95条の錯誤に当たるか学説の対立がある。



判例は、動機の錯誤には内心的効果意思と表示の不一致はないので錯誤に当たらないが、動機が明示的又は黙示的に表示されれば法律行為の内容となり、それが要素の錯誤にあてれば無効になる(大判大 3.12.15)としている。

4 他の制度との関係

(1) 錯誤と詐欺との関係

詐欺によって生じた錯誤が要素の錯誤に当たる場合、表意者は、錯誤無効と詐欺取消しの兩者を選択して主張できるか?

結論	主張できる(通説)。
理由	錯誤無効も詐欺取消しも表意者を保護するための規定であるから、表意者は錯誤無効と詐欺取消しのいずれかを選択して主張できる。

(2) 錯誤と瑕疵担保責任との関係

売買の目的物に契約当時から物又は権利の瑕疵があるのに、それを知らず、瑕疵のないものとして契約を締結した買主は、売主の担保責任(570, 566)を追及することができる。また、その瑕疵が契約の要素に関するときは、錯誤無効の主張が可能である(95)。そこで、双方の要件を充たす場合に、いずれの規定を適用すべきかが問題となる。

結論	錯誤の規定が優先する(最判昭 33.6.14)。
理由	担保責任の規定は、売買契約が有効に成立したことを前提としているので、錯誤により契約が無効となった場合には適用されない。

● column “身分行為と錯誤”

● 婚姻のような身分行為については、錯誤の適用はないと解されている。

● しかし、相続放棄について、判例は、『相続放棄は家庭裁判所がその申述を受理することによりその効力を生ずるものであるが、その性質は私法上の財産上の法律行為であるから、これにつき民法 95条の規定の適用があることは当然である』としている(最判昭 40.5.27)。よって、相続放棄をした者が錯誤による無効を主張することは可能である。

《重要判例》

- ・ 馬を購入したところ、この馬が受胎しており良馬を生むだろうと思いついていたが、物の性状について、表意者が意思表示の内容とし、意思表示の主要部分とする程度のもと認められる場合には要素の錯誤が認められる（大判大 6.2.24）。
- ・ 保証契約は、保証人と債権者との間に成立する契約であって、他に連帯保証人があるかどうかは、通常は保証契約をなす単なる由縁にすぎず、当然にはその保証契約の内容となるものではない（最判昭 32.12.19）。

第5節 詐欺・強迫

96条【詐欺又は強迫】

- I 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。
- II 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
- III 前2項の規定する詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。

1 詐欺

(1) 要件

I 故意

- a 相手方を欺いて錯誤に陥れようとする意思と、
- b 錯誤によって意思表示をさせようとする意思、

との二段の故意があること（大判大 6.9.6）。

II 欺く行為（欺罔行為）

- III 表意者が欺く行為によって錯誤に陥り、その錯誤によって詐欺者が欲した意思表示をすること（因果関係）

(2) 効果

原則	詐欺による意思表示は取り消すことができる（96 I）。 ⇒ 取り消された行為は初めに遡って無効となる（121 本）。
例外	① 相手方以外の第三者による詐欺の場合、相手方が悪意のときに限り、取り消すことができる（96 II）。 ② 取消しの効果は、善意の第三者に対抗することができない（96 III）。（※）

（※） 善意の第三者には対抗することができないが、当事者間では取消しの効果が生じる点に注意。

13-1
23-5

6-5
13-1
18-6
23-5

10-4
18-6

2 96条3項の善意の第三者

(1) 『第三者』の意義

96条3項の趣旨は、被詐欺者の意思表示を信頼した善意の第三者を保護し、取引の安全を図ろうとするものであるから、96条3項の『第三者』とは、取消しの遡及効によって影響を受けるべき第三者、すなわち、**取消し前に詐欺による法律行為に基づいて取得した権利について、新たに独立した法律上の利害関係に入った第三者をいう**（大判昭17.9.30）。

【具体例】

該当者	非該当者
<ul style="list-style-type: none">差押えをした一般債権者転得者担保権の設定者	<ul style="list-style-type: none">1番抵当権が詐欺により放棄されたため、順位が上昇する2番抵当権者連帯債務者の1人が詐欺により代物弁済をした場合における他の連帯債務者

(2) 『第三者』の無過失の要否

結論	不要（通説）。
理由	① 条文上要求されていない。 ② 被詐欺者よりも過失のある第三者を保護すべきである。

(3) 『第三者』の登記の要否

結論	不要（最判昭49.9.26）。
理由	第三者との関係では詐欺による意思表示も完全に有効と扱われるから、被詐欺者と第三者は前主・後主の関係に立ち、対抗関係に立たない。

3 強迫

(1) 意義

他人に害悪を告知し、畏怖させ、それにより意思表示をさせる行為。

(2) 効果

強迫による意思表示は、常に取り消すことができる（96Ⅰ）。

⇒ 第三者による強迫であっても取り消すことができる（96Ⅱの反対解釈）。

また、善意の第三者に対しても対抗することができる（96Ⅲの反対解釈）。なお、

強迫の結果、完全に意思の自由を失った者の意思表示は当然に無効となる。

3-8

10-14

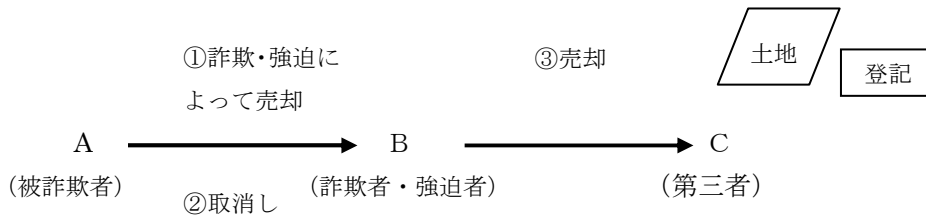
13-1

18-6

4 詐欺・強迫による取消し後の『第三者』との関係

【事例】

Aは、Bの詐欺又は強迫により、自己所有の土地をBに売却し登記をしたが、その後、Bの詐欺又は強迫に気づき当該売買契約を取り消した。しかし、Bは、登記があることを奇貨として、当該土地の事情を知らないCに転売し、登記を移してしまった。



本来、取消しによってAB間の売買は遡及的に無効となり、BC間の売買は他人物売買であってCは土地所有権を取得できないとも思える(560参照)。また、この場合、Cは取消し後に利害関係に入った第三者であるから、96条3項で保護することはできない。では、Cは一切保護されないのか？

結論	AとCは対抗関係に立ち、CはAに先んじて登記を備えれば保護される(大判昭17.9.30・通説)。
理由	取消し後においては、登記できるのにこれを放置していたという点で、二重譲渡の場合の登記放置に類似する。